

# 低圧季節別時間帯別電力

(主契約料金条件)

令和2年4月1日 実施

四国電力株式会社



# 低圧季節別時間帯別電力

## 目 次

本 則	1
1 適 用	1
2 契 約 種 別	1
3 適 用 範 囲	1
4 供給電気方式，供給電圧および周波数	1
5 契約負荷設備	1
6 契 約 電 力	1
7 季節区分および時間帯区分	2
8 料 金	2
9 使用電力量の計量	4
10 そ の 他	4
附 則	5



# 本 則

## 1 適 用

この低圧季節別時間帯別電力料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

## 2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，低圧季節別時間帯別電力といたします。

## 3 適 用 範 囲

電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）12（需要区分）(3)に該当する需要で，この料金条件の適用を受ける際に低圧季節別時間帯別電力の適用を受けており，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

## 4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定めるところによるものといたします。

## 5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

## 6 契 約 電 力

契約電力は，需給条件 13（契約容量および契約電力）(2)に準じて定めません。

## 7 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

## 8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,320円00銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円94銭	13円01銭

ロ 夜間時間

1キロワット時につき	11円53銭
------------	--------

(3) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって需給条件別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（需給条件13〔契約容量および契約電力〕(2)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定めるところの基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

## 9 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、需給条件 19（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。この場合、消滅日における30分ごとの使用電力量は、消滅日前日に使用したものとみなします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の各時間帯ごとの使用電力量を合計した値といたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、需給条件 19（使用電力量の計量）(7)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

## 10 そ の 他

お客さまが料金適用開始の日または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとされる場合は、需給条件 39（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお、この場合、契約電力を減少しようとされるとき各時間帯別の使用電力量は、減少契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。



## 附 則

### (実 施 期 日)

この料金条件は、令和2年4月1日から実施いたします。